

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十六日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第九号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える。

奈良県障害者総合支援センター及び奈良県総合リハビリテーションセンターあり方検討委員会	奈良県障害者総合支援センター及び奈良県総合リハビリテーションセンターのあり方に関する重要事項についての調査審議に関する事務
--	---

別表知事の部奈良県営競輪あり方検討委員会の項の次に次のように加える。

奈良県営競輪場活性化等検討委員会	奈良県営競輪場の活性化及び再整備に係る事業者の選定等に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
------------------	---

別表知事の部奈良県政府調達苦情検討委員会の項の次に次のように加える。

奈良県警察運転免許センター再整備事業者選定委員会	奈良県警察運転免許センターの再整備に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
--------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。